

○宮崎県中小企業振興条例

平成25年3月28日条例第13号
改正 平成28年3月23日条例第26号

本県の中小企業は、これまで、生産、販売、サービスなどの経済活動を通じて地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきている。

特に、県内企業の大多数を占める小規模企業は、地域に根ざし、多様な需要に対応した商品やサービスの提供等を通じて、地域社会を支える重要な担い手となっている。

しかしながら、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化、消費者需要の多様化、少子高齢・人口減少の本格化等により、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような状況の中で、本県の中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、持続的で力強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力はもとより、豊かな自然環境や恵まれた農林水産資源などの本県の強みを生かしながら、農商工連携や産学官金連携などを促進するとともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者が伸びていける環境づくりを推進していく必要がある。

このため、中小企業の振興を県政の重要な課題と位置付け、県のみならず中小企業に関わる関係機関、市町村、県民等を含め県民総力戦で中小企業の振興を図るために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県経済における中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、県、中小企業者、中小企業団体、金融機関、大企業者、大学等及び県民の責務又は役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大学等 大学、高等専門学校等並びに中小企業の振興に係る研究及び事業化の促進に取り組む機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を立案し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の立案及び実施に当たっては、国、市町村、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

4 県は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の連携及び事業の共同化の推進に努めるものとする。

5 県は、中小企業が生産又は販売を行う製品・サービスの県内における購入促進を図るとともに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者の自主的な努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、小規模企業の経営課題の抽出から解決に至るまでのきめ細かな支援により、その経営の向上及び改善に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業と連携した研究開発、研究成果の普及又は人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する協力)

第11条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針及び実施状況の公表)

第12条 県は、次に掲げる基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業への資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業の創業及び新たな事業の分野への進出の促進を図ること。
- (5) 中小企業が行う技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進を図ること。
- (6) 中小企業による地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (7) 中小企業の販路拡大及び取引拡大を図ること。
- (8) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。

2 県は、次に掲げる基本方針に基づき小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 小規模企業による需要を見据えた計画的な経営の促進を図ること。
- (2) 小規模企業の創業及び事業承継の促進並びに円滑な事業廃止のための環境整備を図ること。
- (3) 小規模企業が行う地域経済の活性化に資する事業活動の推進を図ること。

3 知事は、基本方針に基づいて実施した施策のうち主なものの実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第13条 県は、中小企業者、中小企業団体等から意見を聴く機会を設け、中小企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。